

笛吹市告示第 16 号

笛吹市病院等、介護事業所等、障害福祉事業所物価高騰対応支援金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 2 月 4 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市病院等、介護事業所等、障害福祉事業所物価高騰対応支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の福祉・医療事業の質の確保及び持続的な運営を確実なものとし、市民が安心して暮らせるまちづくりに寄与するため、エネルギー価格、食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市内の病院等、介護事業所等、障害福祉事業所(以下「施設等」という。)に対して、病院等、介護事業所等、障害福祉事業所物価高騰対応支援金(以下「支援金」という。)を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の交付対象者)

第 2 条 支援金の交付対象者は、次の全ての要件を満たす者とする。

(1) 令和8年1月1日(以下「基準日」という。)において、市内に所在する別表の第2欄及び第4欄に該当する施設等を運営している法人又は個人であること。

(2) 基準日において、事業の実態があること。

(3) 申請日において、事業継続の意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設等は、交付の対象としない。

(1) 地方公共団体の一般会計で運営されている施設等

(2) 基準日において、休止又は廃止の届出をしている施設等

(3) 前2号に掲げるもののほか、支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないとして市長が認めたもの

(支援金の額)

第 3 条 支援金の交付額は、別表の第 3 欄に定めるとおりとする。

2 支援金の交付は、1 施設等につき 1 回限りとする。

(支援金の交付申請等)

第 4 条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、病院等、介護事業所等、障害福祉事業所物価高騰対応支援金交付申請書兼請求書

(様式第1号。以下「申請書兼請求書」という。)に必要な書類を添えて、令和8年3月13日までに市長に提出しなければならない。

(支援金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは病院等、介護事業所等、障害福祉事業所物価高騰対応支援金交付決定通知書(様式第2号)により、不適当と認めるときは病院等、介護事業所等、障害福祉事業所物価高騰対応支援金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請のあった者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、申請者に支援金を交付するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第6条 支援金の交付対象者が、第4条に規定する提出期限までに申請書兼請求書の提出を行わなかったときは、当該支援金の交付対象者が支援金の交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が前条第1項に規定する交付決定を行った後、申請書兼請求書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請者から第4条の提出期限までに申請書兼請求書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支援金を交付できなかったときは、当該交付決定を取り消すものとする。

(不当利得の返還)

第7条 市長は、支援金の交付を受けた後に交付対象者の要件に該当しないことが明らかとなった者又は偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けた者に対し、期限を定めて交付を行った支援金の返還を命ずるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第8条 支援金を受給する権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた支援金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第2条、第3条関係)

1 業種区分	2 施設等区分	3 交付額	4 要件
病院等	病院	1 病床当たり 13,000 円 ※算定病床数は、基準日の稼働病床数を根拠に算出	<ul style="list-style-type: none"> ・医療法(昭和 23 年法律第 205 号)の規定に基づき開設している病院又は診療所(企業・社会福祉施設等の医務室、臨時開設の施設を除く。)のうち、保険医療機関の指定を受け、一般患者の受け入れを行っている医療機関 ・同一施設で、医科と歯科の診療報酬上の指定を両方受けている場合は、いずれか一方とする。 ・公立医療機関は、地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)の適用を受ける施設又は地方独立行政法人が経営する施設に限る。 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)の規定に基づき開設の許可を受けている薬局のうち、保険薬局の指定を受けた施設 ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和 22 年
	医科診療所(感染症指定医療機関)	1 施設当たり 445,000 円	
	医科診療所(無床)、歯科診療所	1 施設当たり 259,000 円	
	薬局	1 施設当たり 58,000 円	
	施術所等(あん摩マッサージ指圧、はり、きゆう、柔道整復業)	1 施設当たり 78,000 円	

				<p>法律第 217 号) 又は柔道整復師法(昭和 45 年法律第 19 号)の規定に基づき開設している施術所のうち、療養費の受領委任取扱いの指定を受けた施術所(出張専門の施設を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一施設で、療養費の受領委任取扱指定を受けている施術所が複数ある場合は、いずれか一方とする。
		歯科技工所	1 施設当たり 78,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科技工士法(昭和 30 年法律第 168 号)の規定に基づき開設している歯科技工所
介護事業所等	入所	<p>介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所を開設する法人及び個人、小規模多機能型居宅介</p>	<p>基準日利用者 1 人当たり 35,000 円</p> <p>※基準日利用者数は、定員を上限とする。</p> <p>※短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所の基準日利用者数は、基準日前 1 か月の 1 日平均利用者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)又は老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)の規定に基づき開設している施設 ・介護保険法第 71 条に規定する「みなし指定」事業所を除く。

		護事業所(入所分)、看護小規模多機能型居宅介護事業所(入所分)	数とし、定員を上限とする。	
	通所	通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所(通所分)、看護小規模多機能型居宅介護事業所(通所分)	基準日利用者1人当たり17,000円 ※基準日利用者数は、基準日前1か月の1日平均利用者数とし、定員を上限とする。	
	居宅	訪問介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所(居宅分)、看護小規模多機能型居宅介護事業所(居宅分)	1施設当たり125,000円	
障害福祉事業所	入所	短期入所事業所、障害者支援施設、共同生活援助事業所	基準日利用者1人当たり35,000円 ※基準日利用者数は、定員を上限とする。 ※短期入所事業所の基準日利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づき開設している施設 ・居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、同行援護事業

		数は、基準日前1か月の1日平均利用者数とし、定員を上限とする。	所、地域相談支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所については、複数の事業を行っている場合、いずれかの一事業所に対し125,000円を交付する。
通所	生活介護事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所、児童発達支援事業所、放課後デイサービス事業所	基準日利用者1人当たり17,000円 ※基準日利用者数は、基準日前1か月の1日平均利用者数とし、定員を上限とする。	
居宅	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、同行援護事業所、地域相談支援事業所、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所、保育所等訪問支援事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所	1施設当たり125,000円	